

「県土整備部における不適正事案に係る検討会議 第4回県土整備専門部会」会議概要

1 日 時 令和6年7月26日(金)午後1時10分頃～2時50分頃

2 場 所 千葉県庁本庁舎5階特別会議室

3 出席者 安田部会長、若松委員、大杉委員、田部井委員
県土整備部長、災害・建設業担当部長、県土整備部次長、
県土整備政策課長、技術管理課長、建設・不動産業課長

4 概 要

他県における一般競争入札の取組状況について

- ・ 他県では不良・不適格業者の排除、工事の品質確保、地域産業の育成を図るため、「工事の種類や発注金額に応じた格付等級」、「過去の工事实績や工事成績」、「本店所在地」、「災害協定の締結」などを入札参加資格として設定していることを説明した。
- ・ 事務負担軽減の工夫として、入札参加資格の確認について入札参加者全員を審査する「事前審査」ではなく、落札候補者のみを審査する「事後審査」としていること、さらに、総合評価落札方式の実施に際しては「技術資料の評価点数を自動算出できるシステムの導入」、「審査業務を県庁に集約し習熟度の高い職員が審査を行う」、「施工計画の提出を求める工事を工事金額だけではなく、工事の難易度を踏まえて絞り込む」などにより事務の効率化を図っていることを説明した。

工事費内訳書の再確認について

- ・ 調査基準価格等と同額又は1万円以内の差で入札した563件のうち、業者が提出した工事費内訳書の費目ごとの金額と、県が積算した費目ごとの金額の一致率が98%以上の工事費内訳書を2回以上提出した32業者及び一致率が82%未満の工事費内訳書を2回以上提出した4業者に対するヒアリング結果の報告を行った。

《報告内容》

一致率の高低に関わらず、全ての業者において市販の積算ソフトの活用、過去に実施された同種の工事の金入り設計書の開示請求、設計図書に対する詳細な質問などの取組を行うことで、積算精度の向上を図っていることが確認された。

- 一致率が低い業者では、県の積算と同様の工事費内訳を算出した上で、手持ち資材等の状況を踏まえ、各内訳費目間で配分を変更していることが確認された。

- ・ 工事費内訳書の再確認の対象工事は、調査基準価格等と同額又は1万円以内の差で入札した563件以外に、北千葉道路建設事務所の入札や予定価格と同額で落札された入札など310件あるが、これらについても同様に積算精度の向上を図っていることが推察されることを説明した。

県土整備専門部会としての提言

- これまでの調査検証の内容を踏まえて、再発防止に向けた提言をとりまとめた。

《提言内容》

(1) 県土整備部の事務執行について

ア 事業者との関係のうち、会食等の必要性について

- 出先機関幹部職員からは、会食等が業務の円滑化に必ずしも必要ではないという意見と、関係性構築における飲食の効用があるという意見があるが、利害関係者との飲食について透明化を図り、不適切な関係につながらないよう適切に行う限りにおいては、これを原則禁止とするまでの必要はないものとする。
- 会食等を行う必要がある場合には、公共事業の担当部局であり、会食等が不正に繋がるリスクを認識し、見られているという抑止力としての届出制など、リスクを回避できる仕組みを構築する必要がある。

イ 夜間・休日における事業者への連絡手段について

- 夜間・休日における建設業者との連絡方法として、個人携帯電話を使っているケースでは、その個人携帯電話を通じて働きかけを受けるリスクがある。
- 働きかけをしようとする業者に対するけん制効果という点から、公用携帯電話を配付し、公用携帯電話にしか連絡させないことも検討すべきである。

ウ 研修等を通じたコンプライアンス確保について

- 委員からは、業者が職員に働きかけた具体的な事例を教訓として活かしてほしいという意見や、職員の意識に残らせるためには、職員自らが考える機会として、職員アンケートを定期的の実施してはどうかといった意見がなされた。
- 県土整備部の職員は、その業務の特性から高いリスク感覚が求められることから、今回の事件を自分事として理解できるよう、県で行う研修等の具体的な見直しに繋げていくべきである。

(2) 入札契約のあり方について

ア 入札方式について

- 一般競争入札は、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者も多く、高い競争性が期待できるといった効果もあり、他県では広く取り組まれている。
- 不良・不適格業者の排除や地域産業の育成を図るための必要な条件の設定や、事務負担の軽減を図った上で、一般競争入札の拡大を検討すべきである。

イ 不正を事前に把握する取組について

- 業者の積算能力は向上しており、「工事費内訳書」の内容をチェックするだけでは、不正を把握することは困難であることが確認された。
- 再発防止の観点から、県において不正をチェックする仕組みについて、不断に検討することで、入札参加業者に対して、不正は許さない、見逃さないという姿勢を示すべきである。

ウ 不正を行った業者に対するペナルティーについて

- 業者側の意識を高めるような取組が必要である。
- 指名停止期間の運用ルールにおいて、現状では、当初適用する期間は最も短い期間として、内容の悪質性を踏まえて延長しているが、当初から最も長い期間で指名停止とすることを検討すべきである。

(3) 入札情報等の管理のあり方について

ア 職員間の情報共有のあり方について

- 事件を起こした元職員2名が、事件当時利用されていた県土整備部の共有サーバーから情報を盗みとれたのは、機密性の高い情報へのパスワードの設定について、職員への周知徹底が十分に行われていなかったためであった。
- 現在は、このサーバーを廃止し、アクセス権限を限定できる全庁ファイル共有システムを使用しているが、機密性の高い情報について業務に関係のない職員が閲覧できないような仕組みを構築し、管理を行うとともに、併せて、その運用状況を継続してチェックしていく仕組みを作ることが重要である。

イ 入札に関連する情報への職員の関与について

- サーバーから盗み取られた情報は、調査基準価格を算定できる金入り設計書や、総合評価方式における提案例などであり、これらの情報の作成は、入札時期よりも相当前に行われていたことから、サーバーに保存されている期間が長期となり、情報を盗み取られることとなった。
- 業者が不正に働きかける機会を無くしていくためには、秘匿を要する情報への職員の関与をなるべく少なくすべきであり、調査基準価格を開札時にシステム上で算出する方式などにより秘匿を要する情報を直前に作成する、情報を取り扱う部署や職員を限定化するなど、情報漏えいのリスクがより低い事務のあり方を検討すべきである。